

結城市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護と、被害の早期の回復又は軽減並びに生活の再建を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものをいう。
- （3）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政、司法、市民等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷などにより、犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- （4）再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- （5）犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減するとともに、二次被害及び再被害を受けることを防止し、並びに受けた二次被害及び再被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための施策をいう。
- （6）関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策や支援又は当事者活動に特化した機関及び団体（犯罪被害者等の団体を含む。）をいう。
- （7）市民等 市内に居住、通勤又は通学をしている者及び事業者並びに市内において組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等の被害及び二次被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況並びにその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を継続的に受けることができ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し、又は軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等

のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者との連携・協力を努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手続き並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。

- 2 前項の規定により支援を行うに当たっては、犯罪被害者等の利便、秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮するよう努めなければならない。

- 3 市は、第1項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置する。

(犯罪被害者等への支援)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担を軽減するための見舞金の支給支援
- (3) 家庭生活、仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(総合的支援体制の整備)

第8条 市は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力し、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けることができるよう総合的な支援体制を整備する。

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、支援を担う人材を育成するための研修、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等及び学校の犯罪被害者等への理解の増進)

第10条 市は、市民等及び学校が犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めることができるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第11条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたと

きは、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力し、必要な情報提供及び助言等の支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第 12 条 市は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。